

里道・水路管理の実態は



米永 實議員

国土交通省が管理し、町内にも多く点在する里道・水路が市町村に移管されることになっている。地方分権一括法の流れの中、地方に点在する国土は、地方自らの責任のもとに管理しなければならぬ。里道・水路は、住民が日常生活を営むうえで大きな役割を担ってきたが、実態はどうなっているか。

機能確認を行い、譲渡手続を進めている

町長

国有財産の譲渡を円滑に実施する国有財産特別措置法が改正され、町内の五千〜六千程度の里道・水路が無償で譲渡されるが、機能を有する里道・水路は五千路線程度あるのではないかと予想している。現在、固定資産課税用地図や法務局備付けの地図及び課税台帳から建設省等の所有者を割り出し、自治公民館や土地改良区への照合を行い、機能確認作業を進めている。

委託事業の内容は

米永議員

国は、平成十二年から平成十六年度内にかけて、市町村に移管するとして

いる。すでに十二年度から、地区を設定・調査しているというが、移管に伴う委託事業の内容はどうなっているか。

原則として登記は発生しない

町長

国有財産である里道・水路は、現時点では国の方針に従い地元で譲与を受けることになっていて、国有財産についての登記事務は発生しない。ただ公共事業等の内容によっては、登記事務が必要な場合があると思っている。

移管後の管理は

米永議員

今後は、管理も町にかわる。機能的に生かす管理はできないのか。生活道路として生かす管理、また公有地と民有地の線引はできないのか。廃棄物やゴミ等不法投棄対策はどうするのか。また、生活者の意見を聞くなどした管理が求められるが。

管理に苦慮している

町長

国有財産である里道・



管理の求められる里道

水路は、町で管理をしてきたが、とくに機能を有しない路線等には、一般ゴミ等の投棄がなされ管理に苦慮している。今後、従来どおり町で管理していくことになるが、今までと違う点は、町が譲与を受けているので、万一災害等発生した場合、町で対応していかなければならない。

払い下げの申請は

米永議員

国有地の払い下げは土木事務所を通じて、大蔵省に申請をしていたが、移管された里道・水路の払下申請はどうなるか。

現在のところ考えていない

町長

払い下げについては、現在のところ考えていないが、個人の住宅地の中に里道があった場合や、公共工事などで個人の土地を買収する際に、一部里道の残地があり、払い下げ要望があれば考える。

払い下げ申請は、町でよいか

米永議員

地番がなく、地元であれば里道・水路を必要とする人も少なくない。払い下げ申請は町でよいか。

効率的な管理を

町長

国有財産の譲与については、すべての国有財産の譲与申請が終了する平成十七年で近隣市町村と協議をしながら、本町法外公共物譲与に関する規則等を定める。